

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和5年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年6月9日

奈良県監査委員 吉井昭彦

同 井上圭吾

同 中川崇

同 伊藤將也

監査の特定事件（テーマ）

奈良県立大学の財務事務の執行について

奈良県営競輪事業費特別会計の財務事務の執行について

令和5年度包括外部監査に係る結果に基づき講じた措置について（第2回）

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
県立大学	50	<p>【意見4】</p> <p>中期目標で実現目標として定めた「英語教育の強化」について、現状は、ネイティブ教員が英語の授業を担当したことを実績として評価しているのみだが、TOEFL ITP団体試験の受験料の補助も行っていることから、当該試験の結果を活用し、学生の英語能力の向上を確認することが望ましい。</p>	TOEFL ITP団体試験等の結果により学生の英語習熟度を確認し、大学の英語授業の運営等に役立てるようにした。
	50	<p>【意見5】</p> <p>中期目標で実現目標として定めた「教育の質保証」について、FD研修（ファカルティ・ディベロップメントと呼ばれる教員研修）やセミナー、フォーラム、シンポジウム等を開催しているが、参加者へのアンケートが未実施であったり、アンケートを実施しても回収後に分析が行われていない。アンケートを実施し分析することで、今後の研修等の内容を改善させていくことが望ましい。</p>	今年度実施した研修等からは、アンケートを実施して分析を行い、今後の研修等の改善に役立てるようにした。
	58	<p>【結果1】</p> <p>業務の一部を再委託しているが、再委託の承認が口頭にとどまり、承認するにいたった判断過程が残されていない。口頭での承認は証跡が残らないため、書面で承認証跡を残し、また、承認の判断過程も残す必要がある。</p>	業務の再委託にあたっては、書面による証跡を残すようにした。
	59	<p>【意見7】</p> <p>エレベーター等の点検業務を単年度契約により締結しているが、昨今の物価上昇の状況に鑑み、価格上昇リスクを考慮し、複数年契約の締結を検討することが望ましい。</p>	令和7年度から3ヶ年の複数年契約とした。
	78	<p>【意見12】</p> <p>教員が研究費予算で購入した図書については、消耗品として扱うため図書台帳に登録せず、また、現物管理も実施していない。最低限、公立大学法人化前と同様に、奈良県規則で物品管理すべきとされた図書（2万円以上）は、図書台帳に登録して現物管理を実施することが望ましい。</p>	令和7年10月1日より、研究費で購入した2万円以上の図書について、図書資産として登録する規定を設け運用を開始した。
	84	<p>【意見15】</p> <p>寄附申込書において希望する教員がいない場合、使途不特定寄附金として寄附金収益を計上しているが、このような寄附については、教育研究支援基金に組み入れ、長期的な視点で有効活用することが望ましい。</p>	令和6年度分から教育研究支援基金として、有効活用することとしている。
	92	<p>【意見16】</p> <p>職員の労働時間について、タイムカードによる打刻時間との整合性は確認しているものの、PCのログとの整合性は確認していない。タイムカードによる打刻時間は操作可能であることから、操作が難しいPCのログとの整合性も確認することが望ましい。</p>	適宜、PCログのチェックを行うこととしており、令和7年度においても実施した。

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
競輪場	109	【意見20】 「奈良県営競輪あり方検討委員会」では、先5年間のみの事業継続を検討しているが、設備の老朽化程度を勘案すれば、長期的な視点での経営判断が求められる状況である。速やかに奈良競輪の今後の方向性を検討することが望まれる。	競輪事業については、令和3年7月に開催した第21回奈良県営競輪あり方検討委員会において、新型コロナウイルス感染症の影響を注視する必要があることから、令和8年までは引き続き実施するとともに、経営安定化を図る期間とし、令和7年度末までに方向性を示すとされていた。令和6年12月24日に開催した第25回奈良県営競輪あり方検討委員会において、将来にわたり黒字を確保できることが見込めることから、中長期的な観点で事業継続の方向性が示された。これを踏まえ、事業継続に必要な改修等を行った上で事業を継続することと判断した。
	112	【意見21】 奈良県営競輪事業費特別会計について、官庁会計により決算を実施しているが、長期的な経営を検討するのであれば、公営企業会計を適用することが望ましい。	意見20の対応方針を踏まえ、慎重に検討する。
	113	【意見22】 施設整備基金の積立方針がないため、将来に必要な施設整備額を踏まえて積立額を算出することが望まれる。	事業継続に必要な改修等に要する費用を算出するとともに、それを踏まえて積立額見込みの算出を行った。
	114	【意見23】 奈良競輪におけるSDGsの取り組みについて、外部への公表が行われていない。目標値を設定し、外部に向けて積極的に情報を公表していくことが望まれる。	SDGsの取り組みについては、令和6年度中に取組目標の検討を行い、奈良県営競輪場のHP等で公表した。
	122	【意見25】 競輪開催に伴う影響度を金額換算して近隣自治会に支給する奈良競輪開催地元協力費について、入場者数の減少等により影響度に変化が生じている可能性があるが、少なくとも過去5年間は支給額に変化がない。影響度の変化を評価し、奈良競輪地元協力費の見直しを検討することが望ましい。	意見20の対応方針を踏まえ、慎重に検討する。
	125	【意見26】 競輪場で実施したイベントについて、効果測定が実施されていない。効果指標を設定し、効果測定を実施することが望まれる。	奈良県営競輪場で実施したイベントの効果指標の設定及び効果測定については、令和7年度から実施した。
	126	【意見27】 無料送迎バスの利用実績が低迷している時間帯がある。費用対効果分析を実施し、効率的な運行頻度となるよう検討を進めることが望ましい。	競輪場への無料送迎バスの効率的な運行については、令和6年度上半期中にバス運行頻度を検討し、同年度下半期より暫定的な運行見直しを実施している。 当該運行状況を踏まえ、令和7年度からの本格的な運行見直しに向け、同年度下半期中に運行見直し案を確定した。
	127	【意見28】 包括委託先は、来場者の利便性向上や顧客満足度向上等を目的に、キャッシュレスサービスの導入を提案しているが、奈良競輪場の来場者の属性を踏まえて慎重に検討することが望ましい。	キャッシュレスサービスの導入については、包括委託受託者と調整のうえ、実施しないことと判断した。

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
	127	<p>【意見29】</p> <p>奈良競輪場への来場者の属性把握が5年に一度しか実施されていない。入場者数の拡大策を検討するためにも、来場者の属性の把握は欠かせず、頻度を高めることが望ましい。</p>	<p>来場者の属性の把握頻度を高めることについては、令和7年度から実施した。</p>
	134	<p>【意見33】</p> <p>中長期的に施設設備の維持・更新を検討するためには、過去の修繕の記録や現況を把握する必要がある。これらの情報を施設カルテとして記録しているが、対象が一部の建築物にとどまっているため、すべての施設を対象に施設カルテを作成することが望まれる。</p>	<p>県営競輪場における全ての施設を対象に施設カルテを作成することについては、令和6年度中に競輪場内全施設のカルテを作成した。</p>
	137	<p>【意見34】</p> <p>広告収入の実績が低迷していることから、広告収入の獲得に向けた取り組みを検討することが望ましい。</p>	<p>奈良県営競輪場における広告収入獲得のための取り組みについては、令和7年度から、広告募集を再開した。</p>